

令和7年度第11回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月24日(火) 午後2時から午後4時30分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡邊賢		
委	員	2番	鈴木ハマ子		
委	員	3番	桂嶋賢一		
委	員	4番	小幡康子		
委	員	5番	櫻井孝一		
委	員	6番	伊藤英樹		
委	員	7番	菊地豊志		
委	員	8番	郷家百合子		
委	員	9番	小林寅雄		
推	進	委	員	10番	庄司安伸
推	進	委	員	11番	板橋秀之
推	進	委	員	12番	伊藤信一
推	進	委	員	13番	高橋信博
推	進	委	員	14番	赤間良一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤真文

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

9番 小林寅雄 委員
3番 桂嶋賢一 委員

日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見決定について

議案第18号 令和8年度農作業賃金の標準額設定について

日程第3 報告第19号 利府町賃借料情報について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第11回利府町農業委員会総会】

1 開会

局長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第11回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会長 開会の挨拶（及び報告事項）

局長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議長 それでは、これから議事に入ります。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

9番 小林 寅雄 委員、3番 桂嶋 賢一 委員をお願いします。

議長 日程第2 「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する
許可決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ申請番号1から3ページ申請番号5までの内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

農業者間の売買による所有権移転の案件が2件、農業者間の賃貸借契約による賃借権設定の案件が5件、計7件の申請が提出されておりますので順に説明させていただきます。

まず、申請番号1の内容から順にご説明いたします。

位置図について資料の4ページ、現況写真について別綴りの1ページをご覧ください。

本申請ですが、譲渡人が■■■■地区の■■■■さんで会社員の方になります。譲受人が■■■■地区の■■■■さんで認定農業者になります。

申請地ですが、加瀬字女ヶ島1番1になります。

先月の総会時にも案件となりましたが、前回の申請で取得する土地の隣接地をさらに取得するための申請となります。

地目ですが、登記簿、現況とも田で、面積が1,133㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営拡大のための売買による所有権移転であります。

譲受人の■■■■地区、■■■■さんですが、認定農業者でありまして、経営面積が田畑合わせまして30,468㎡であります。

今回の申請地でございますが、先ほども触れました通り、前回総会案件となりましたが、取得した農地の隣接地においても購入しており、一団で利用し、梨畑として造成し、梨棚を新設したいとのことから、所有者と■■■■さん双方で売買についての話がまとまったことから、今回の3条申請となったものであります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、認定農業者であることから、現状で年間320日間の従事日数となっております。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、申請番号2になります。

位置図について資料の5ページ、現況写真について別綴りの2ページをご覧ください。

本申請ですが、譲渡人が■■■■地区の■■■■さんでパート社員の方になります。

譲受人が■■■■地区の■■■■さんで会社役員の方になります。

申請地でございますが、加瀬字男鹿島台30番2になります。

地目ですが、登記簿が原野、現況が畑で、面積が1,732㎡になります。

市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

それで、ただいまお話しさせていただいたのですが、この土地ですね、登記簿上は原野なんですね、普段と逆と言いましょうか、登記簿上は原野のところ、現況若干草が生えておりますが、現況は畑ということです。

登記簿上は原野であるところを畑として利用している場所になります。

農用地区域内の農地ということもあり、これまで農地として利用されてきたところですよ。

登記簿上原野ですので、今回の申請自体が必要なのか不要なのかというところですが、これは必要になります。

念のため県にも確認したのですが、現況畑、農地として利用しているところは

登記簿上非農地であっても申請は必要とのことで、今回申請をいただいております。

申請事由でございますが、譲受人の■■■■さんですが、現在役員をやられております会社を定年退職した後に、農業を始めたいということで、農業を開始するにあたっての農地取得のための売買による所有権移転であります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、現状では会社役員ということで、比較的時間はとれるようでした、同じ職場の方の農地の耕作をこれまで手伝ってきているとのことであります。現状でも年間150日間程度の作業日数となっており、奥様も一緒にやっているようであります。

退職した後は、完全に農業に従事することとなる予定ですので、年間従事日数はもう少し増えるものと思われれます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、申請番号3になります。

位置図について資料の6ページ、現況写真について別綴りの3ページをご覧ください。

本申請ですが、貸し人が■■■地区の■■■■さんで無職の方になります。借り人が同じく■■■地区の■■■■さんで農業者になります。

申請地ですが、森郷字後楽西42番1になります。

地目ですが、登記簿・現況とも畑で、面積が2,040㎡になります。

市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模維持に伴う5年間の賃借権設定となります。

賃借料は毎年末振込での支払いとし、年間70,000円での契約となります。借人の■■■■さんと貸し人の■■■■さんは甥の関係性となりまして、■■■さんが高齢により梨づくりをやめるとなったときから、■■■さんが引き継いでいるということになります。

■■■さんは主にこの梨畑のみの作業となりますので、御自身も78歳ということですが、まだまだできる限りは続けていきたいということで、5年前に結びました利用権設定時期の満了に併せて、今回農地法第3条申請を行うことになったものであります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■さんですが、現状で、年間160日間の農業従事日数となっております。

今後も同程度の従事日数で、奥様とともに農作業を行っていくとのことであり
ます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、申請番号4になります。

位置図について資料の7ページ、現況写真について別綴りの4ページ・5ページをご覧ください。

本申請ですが、貸し人が■■■■地区の■■■■さんです。

借り人が■■■■地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地ですが、加瀬字元川迎6番・7番・49番・51番・53番・55番の計6筆になります。

地目ですが、登記簿・現況とも田で、面積が6筆合計で7,499㎡になります。

市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う5年間の賃借権設定となります。

賃借料は物納となり、年間10aあたり玄米30kgでの契約となります。

現地でございますが、これまで、 地区の さんが耕作されてきましたが、 さんの体調が優れなくなったところに利用権設定期間が満了となり、一度契約が切れておりますが、昨年、 さんがお亡くなりになりましたことから、所有者と今回耕作を引き受けられることになりました さんとで賃貸借契約を結ぶこととなり、今回農地法第3条申請を行うことになったものです。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

 さんですが、現状で、年間150日間程度の農業従事日数となっております。

今後も同程度の従事日数で、奥様とともに農作業を行っていくとのことであり
ます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、申請番号5になります。

位置図について資料の8ページ、現況写真について別綴りの6ページ・7ページをご覧ください。

本申請ですが、貸し人が 地区の さんです。

借り人が 地区の さん、農業者になります。

小林 寅雄 委員

はい。では2番について。

■■■■■さんの家でお持ちのところですが、以前は3区画ありましたが、3区画とも売りまして、1区画だけ残っていたところなんですけど、ここを今回■■■■■さんという方が購入されるということで。

■■■■■さんの役員ということで聞いておったんですが、農業をやられるということで。総会前に事務局の鈴木さんには確認していたんですが、この方は農家の方なんですか？ということ。

農地を取得することが可能な方なんですか？とお聞きしたんですが、大丈夫ですとのことでしたので、まずはよろしいのかなと思います。

4番、5番の借り人ですが、■■■■■さんになりますので、機械関係も一式揃っておりますし、問題はないかと思えます。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

はい！

それでは申請番号2番なんですけど、■■■■■さん、会社役員をやっているということだったんですけど、農機具なんかは所有されている方なんでしょうか？

事務局 はい、それでは機械関係についてのご質問ですが、機械の方は所有されております。耕運機ですかね、お話ですと職場が■■■■■の方にあるんですけど、会社の近くに職場の方の農地がありましてそこを手伝っていらっしゃるということのようでございます。

あと別件なんですけど、今回申請いただいたところ、農用地区域内の農地なので、そこは■■■■■さんにはきちんと耕作をお願いしたいと。

最初、初めて農業をされるのかと思っていたんですけど、すでに農作業経験はあるとのことでしたので少し安心したところでもあります。

あくまで農用地区域内の農地なので、必ず耕作してくださいね、荒さないでくださいねということでお話しさせていただきました。

伊藤 信一 委員

はい、それではですね、先ほど小林委員から3区画ですか、■■■■■さんが所有しているところの残った区画という話がありましたが、下のところは倉庫建てる場所ですよ？

小林 寅雄 委員

そうです、電気屋さん入ったり、まあいろいろですね。
JRの下請けとかね。

伊藤 信一 委員

そうですね。何でお聞きしたかという、ここって登記簿が原野で、現況が農地なわけです。

農地の方が優先しますんで、農地の扱いになったと思うんですが、そうすると原野・・・、まあ原野には見えませんが、■■■■さん同じ町内会なんで分かるんですが、お父さん亡くなったときかな～、2013年ごろまでは畑作ってたんですよ。

それ以降に現状のようになったんだけど、割ときれいに草刈りしてるんだよね。これまでも誰が草刈りしてきたんだろうな～って思ってたんです。

まずそれは別として。

ここは、登記簿原野、現況農地でアンバランスですし、そこから下も会社があったり、恐らく昔から一連でこの辺りは農用地区域だったと思うんですけど、それで質問したんですが。

それで、現実に農地がある、農機具もある、農作業も行っているということで大丈夫とのお話なんですけど、■■■■の方で農地を手伝ってやられてはいるようですが、売買ですからね～、ちょっと気になったんです。

事務局 賃貸借ではどうなんですかねというお話しは差し上げたんですけど、相手側としては売りたい意向、■■■■さんも■■■■でやられているのは自己所有地ではなく、お仕事を退職されてから長くやりたいということで取得してもかまわないとの意向から、売買の方向になったようでございます。

いろいろお話は複数回させていただいております。農用地区域ですので、自己所有地ということになりますので、自己所有地となると名義も変わり、賃貸よりもさらに責任が出てまいりますので。

伊藤 信一 委員

この土地の下は下で倉庫になってますからね～。

櫻井 孝一 委員

■■■■地区って震災あって、農地ってありませんよね、多分。

事務局 ■■■■のどのあたりかというのは分からないので何とも・・・なんですけど。

櫻井 孝一 委員

震災で農地はほとんどなくなったんじゃないかと思います。

伊藤 信一 委員

昔の■■■、地区によっては残ってるんじゃないですかね。
地区によっては違うでしょうけど。

櫻井 孝一 委員

■■■方面に向かう道路、■■■線？っていうのかな。
あの道路、こちらから行って左側はみな工業地帯っていうか、■■■の買い上げになったからね、あの辺りはもう農地はないですよ。

伊藤 信一 委員

■■■のところへんは農地に戻ってますよね。
海の方だともうないかもしれないけど。

櫻井 孝一 委員

川を渡って左側、あれも■■■地区か、■■■？

伊藤 信一 委員

そう■■■！

事務局 別に疑うわけではないんですけど、農用地区域を自己所有地にするということは、規制がある土地・区域ですし、何かあると罰則もつきますと。

現在お手伝いをされているという農地の状況の現地の写真を見せていただこうかと思っております。

どんな感じでやられているのか、写真でもお見せいただけないかなということ。

無断で転用されたなんてことにならないようにですね、見ていきたいなと思います。

農業経験ある、農機具所有しているなどということはどこまでも自己申告なわけですよ、これはどなたでもそうです。実際に見て聞いて初めてわかることですから。

ですからそこは、御自身で責任を持って申請することになるわけですから、皆さん正直に書いてくれるものと判断しております。

伊藤 信一 委員

最初だけよくて、後で砂利なんか入れられたらね～、とんでもないことですから。

事務局 そのようなといいますか、転用はできない区域でありますし、その辺はご本人にもお伝えして理解いただいておりますので。

庄司 安伸 委員

土地だけでなく、所有している機械とかも見せていただくといいんでしょうけどね～。

事務局

そうですね、機械なんかも見せていただくようにするといいのかも知れませんが、最低限、確認できるのはそのくらいなのかなと思います。

櫻井 孝一 委員

今ので、農地と雑林？いや、原野か。
原野の税金ってどのくらいなんだろう？

事務局

農地と原野ですか？
ほぼほぼ変わらなかったはずですが。
原野の方がちょっと高いくらいでしょうかね。
税の中でも安い部類の2地目になります。
まあ後は山林ですか、山林も課税額は安価ではあります。

櫻井 孝一 委員

この土地は、例によって農業委員会からこの土地は農地ではありませんって
いう通知を出すまでではなかったということですか？

事務局

資料の5ページに位置図を載せさせていただいておりますが、これ令和4年当
時の航空写真を重ね合わせております、現状と当時でまた違うわけなんですけど、
ちょっと網掛けしてしまっていて見えづらいですけど、4年当時はきれいに作られ
ていたんですね。

別の現地写真の方で見ますと、草がちょっとだけ伸びかけているような状況で
すが、非農地と判断するほどではないです。

この土地は元々、農用地区域内の農地ですので非農地証明は基本出すことはな
いということです。

よっぽど、人もいなくて、手もかけられなくて、荒れてしまっていたこと
でもない限りは。基本、農用地区域の非農地判断ははずすようにしておりました。

櫻井 孝一 委員

あと、小林委員にお尋ねしたいんですけど、■■■■さんの案件の方ですけど、こ
れは■■■■さんに紹介したんですか？

それとも自分から言ってきたとか？

事務局 特に紹介したということはありません。
ご自身でお話を付けて申請されたということになります。
ただですね、■■■■さんが亡くなった、あと■■■■さんもおやめになった
ということで、現地在農用地区域ですから、引き受けていただける方がいるだろ
うかという心配はしておったんです。どうなるのかなというところ。
それで、例えば■■■■さんをお願いするとか、お近くを作られている方にお
声がけしてみてもかなと思っておりました。
そう思っていたところにまず、ご本人から相談があったのかな？
ですので、自ら来られたということですよ。

櫻井 孝一 委員

そうなんだ。
いや、以前にね、お話したことあるんだけど、いやもう目一杯だねなんて本人
言ってたもんだからさ。これ以上はもう無理って感じで。
それで昨年、自分の親も亡くなって、田んぼも大変なことになってたようだか
ら。
田植機、田んぼに苗付けたまんま1週間くらい置きっぱなしになってたりした
もんだからさ。
とにかく、一人でやってるんだよね、この方。

鈴木 ハマ子 委員

あれ、農繁期のときは人使ってると思いましたけど。

櫻井 孝一 委員

いや・・・、ああ、年配の方々ね？
ああ、手伝ってるね。
ただ、稲刈りとかはほんとに一人だから。
引き受けられるのはいいんだけど、手伝いなくて大丈夫なのかなって思っ
てさ。
稲、寝てしまったの半分まで刈って、やめたのかと思ったら、しばらくしてま
た刈り始めたから。
■■■■さんの場合は、稲倒れてもすぐに刈っていったんですけど、彼は1/3く
らい残してね、諦めたのかなって思ったんだけど、しばらくしてまた刈りに来
たからね。
まあ、大雨の時だったからわかるんだけども。

小林 寅雄 委員

コンバイン新しくしたみたいですよ。

櫻井 孝一 委員

また替えたんだ？

小林 寅雄 委員

そう、だから田んぼも借りたいんでないかな？

櫻井 孝一 委員

そういうことか、はい、わかりました。

議 長 それでは、その他にございますか？

(質問なし)

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 続きまして、資料3 ページ番号6 についてでございますが、本件につきましては、13番 高橋 信博 委員が関係する事案になりますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、ここで退席していただきますのでご了承願います。

では、13番 高橋 信博 委員は退席願います。

<高橋 信博 委員 退席>

それでは、事務局から3 ページ番号6 の内容の説明をお願いします。

事務局 はい、では続きまして、申請番号6になります。

位置図について資料の9ページ、現況写真について別綴りの8ページをご覧ください。

本申請ですが、貸人が■■■■地区の■■■■さん、無職の方になります。
借人が■■■■地区の高橋 信博さん、農業者になります。

本案件についてでございますが、■■■■地区の■■■■さんがこれまで耕作して来られた農地でありまして、今回、隣接地を耕作されていることから高橋 信博さんにお引き受けいただけることとなったことに伴う、新規での3条申請となります。

申請地ですが、加瀬字新赤糶田51番1・52番1になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が2筆合計で1,986㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う3年間の賃借権設定となります。

賃借料は年末までの振込払いとなり、年間10aあたり8,000円での契約となります。

借人の高橋 信博さんにおかれましては、自作地面積が田畑合計で19,359㎡となっております。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

高橋信博さんですが、現状で年間300日間の農業従事日数となっております。今後も同程度の農作業従事日数となるものと思われまます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、番号6ですが、借受人が高橋 信博委員であり、■■■■地区の農業者になりますので、9番 小林 寅雄 委員から補足説明願います。

小林 寅雄 委員

はい。信博君は田んぼの管理については、我々なんかよりも数段手をかけてやっけてらっしゃいますので大丈夫だと思います。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

はい。以前の資料ですと、面積がひっくり返ってるんですけど・・・。
わかります？「1, 986㎡」になってるんですけど、今日の資料ですと「1, 968㎡」なんですけど「1, 968㎡」が正しいということによろしいですか？

事務局 大変失礼いたしました。「1, 968㎡」が正しい数値です。

議 長 それでは、その他、ご質問ございませんか？

(質疑なし)

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。
それでは、審議が終了しましたので、13番 高橋 信博 委員の入室を許可します。

< 13番 高橋 信博 委員 入室 >

議長 続きまして、資料3ページ申請番号7につきまして、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、3条申請のところの最後になります、申請番号7になります。

位置図について資料の10ページ、現況写真について別綴りの9ページをご覧ください。

本申請ですが、貸人が■■■■地区の■■■■さん、■■■■さんになります。

借人が■■■■の■■■■さん、JA仙台職員になります。

本案件についてでございますが、借り人の■■■■さんは、JA仙台東部営農センターに勤務されており、昨年新規採用された19歳の若者です。

実家は農家ではございませんが、自身が営農指導員として各農家さんを周り、指導や・アドバイスをしなければならない立場から、自分でも年間を通して農作業を行い、自身のスキルアップにつなげたいとのことから、申請地所有者と話し合いを行い、了承を得られたことから、今回、新規での3条申請を行うこととなったものであります。

ただし、本案件ちょっと特殊な例となりますので付け加えさせていただきます。

JA職員が農地を借りたり、貸すといった場合、所属するJAの就業規則（副業・兼業規定）と農地法第3条などの法的な手続きの両面について確認する必要があります。

多くのJAでは、就業規則で副業を原則禁止としていますが、「家業として行う農業」や「地域貢献」に該当する場合は例外的に許可・黙認されるケースが多いようであります。

営農指導などの業務上、農業経験がプラスになる場合や、人手不足の農家を支援するという名目であれば、上司や総務部門へ申請して許可を得ることで、農地の賃借が可能になる場合があるということです。

近年、担い手不足解消のため、JA自らが「農業副業制度」アグリサポートなどという名目のようですが、こういった制度を導入し、休日や時間外に職員が農家から農地を借りて耕作することを推進する事例もあつたりします。

JA仙台においてはこの制度は特段ないとのことであります。

そして、ここが重要なポイントになるのですが、JA職員としての本務との兼ね合いのところでは。

営農指導の立場にあるJA職員が、指導先の農家と個人的な賃貸借契約を結ぶ場合は、特に慎重な判断が必要になるということです。

JA職員と農家さんの関係性が親密になることはとてもいいことである一方で、一定の農家さんと関係性が親密になることで、その農家さんの家庭の情報などが入りやすくなって、例えばですが、そういった個人情報が出たり、また、不祥事として報道されることが見受けられるとおり、顧客の通帳を預かってお金を引き出したりということにつながる可能性も出てきやすくなってしまわないかということが懸念されます。

ただし、これはあくまで「可能性」のお話でして、■■■■さんを否定するものではございませんので誤解のないようお願いいたします。

それから、委員の皆様ご存じかとは思いますが、東部営農センターの■■■■センター長、そして■■■■さんというセンター長の補佐の方、両名はすでに畑、梨畑を農家さんからお借りし、耕作を2～3年行ってきております。

この両名が契約した際についても、特段、JA仙台の総務部からNGを出されたとかそういうこともなかったようです。

そういったところも考慮し、■■■■さんご本人、農地所有者の■■■■さん、■■■■さんとも、事務局で間に入り、事前に顔つなぎを実施し、■■■■くんからは所有者に対し、自分の考えを伝えていただきました。

今回ご納得いただき、賃貸借という形で契約をする運びとなりましたのでご報告させていただきます。

申請地ですが、加瀬字新藤倉92番1になります。

併せて、申請地道路をはさんで真向かいにある新藤倉26番1、こちら面積が104㎡ございますが、こちらの管理についてもお願いすることになります。

ここは、耕作はしませんが、草刈りを行うということになります。

地目が登記簿、現況とも畑で、面積が1,962㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は、前段でご説明させていただきました通り、借り人の農業経験、技術習得に伴うもので、3年間の賃借権設定となります。

賃借料は年末までの振込み払いとなり、年間10aあたり11,500円での契約となります。こちらの料金設定につきましては、本日もこの後の報告事項でお話しいたしますが、農業委員会が毎年取りまとめます「農地賃借料情報」に記載の「畑」の賃借料を参考に決定してございます。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、前段で説明いたしました通り、JA職員でございますので、当然、営農指導の本務がございます。

勤務時間外や休日を利用して農作業を行うこととなりますが、目的が農業に関する経験を積むこと、農業に関する技術を習得するということとなりますので、一般的な年間従事日数の捉え方とは違ってまいります。

自身に無理のない程度で、本務に影響することなく、お借りする農地を有効に活用していただければと思っております。

なお、営農センターの同僚である■■■■くんという方もできるときは一緒に手伝ってくれるということのようです。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

農作業従事日数のところはイレギュラーなところはございますが、これら各要件には該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。以上となります。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、番号7ですが、貸し人が■■■■地区の農業者になりますので、12番 伊藤 信一 委員から補足説明願います。

伊藤 信一 委員

初めての担当案件になりますかね。

この土地ですが、■■■■さんから■■■■にいくところで、右側に■■■■さんのキュウリのハウスがあって、その隣の畑になります。

■■■■さんと■■■■さんのお母さんと親戚の方が年に2回ほどトラクターで耕種してるんですね。

草も生えてない状態で10年くらい続いているのかなあ、お父さんが亡くなってから作る人いなくて。何もしてなければ草もボーボーだったろうけど、手入れしてきたということでホントにきれいです。

説明があったとおりですね、権利の取得、賃貸借権ということなんですが、特例のような感じなんだと思います。

先ほどもありましたが、じゃあ機械はどうするんだということになるんですが、その辺事務局から説明がなかったんで後でお願いします。

そもそも3条というのは耕作目的以外や資産保有目的の農地取得及び権利移動の禁止でありまして、効率的に農地を利用するため取得するという許可相当と私は考えております。

農協さんの職員で同僚の方も手伝ってくれるということで、それから今までの

状況を踏まえ、お話し合いをして決まったということですし、まず賃貸ということなんでね、結構なことだと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局 それでは先ほど言われましたところです。

■さんの機械関係でございますが、当然お持ちではございません。

ご実家も農家ではありませんし。

それでなんです、近くにてセンター長が梨畑をお借りして作業をしております。センター長はその梨畑の所有者から機械をお借りしています、有償です。

なんです、今回、その機械を買わせていただくようにしたようであります。

そのセンター長の機械を借りて作業をするということになります。

まず、これから初めて農作業をするわけですから、機械を買ってとかいうことにはまだならないのかなと思います。

19歳ということもありますし、金額的にもまだ工面できるということでもありませんので。その辺は上司が面倒を見てくれるものと思います。

櫻井 孝一 委員

あとですね、現地にあるハウスもここに含まれているということですよ？

事務局 ああ、はい、そうですね、現地にはビニールハウスもございまして、このビニールハウスも含めての賃貸借ということになります。

櫻井 孝一 委員

ですよ。うん、とてもいいことですね。

事務局 余談ですけど、これですね、本人から言ってきたんですよ。

こちらから話を振ってとかじゃなく、自らこういふことをしたい、考えているということだったんで。とてもいいお話だなんて思いました。

がんばってほしいなとホントに思いますね。

菊地 豊志 委員

センター長も特例みたいな感じで梨畑借りたんでしょうか？

事務局 恐らくは。我々、事務局に来る前だったのですが。

ただ同じ立場だと思います、年齢が違うということだけで。

菊地 豊志 委員

前例があるならば、若者だから駄目だとかそういうことではないですし、ぜひ経験を積んでいただければなと思いますよね。

事務局 いや、19歳で自ら相談に来ましたからね～、たいしたもんだなあって思います。

議長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

それでは質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議長 続きまして、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見決定についてを議題とします。

それでは、事務局から資料11ページ番号8の内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の11ページ、申請番号8になります。

議案第17号 農地法第4条の規定に基づく許可申請書に対する許可決定についてでございます。

内容についてご説明いたします。

位置図について12ページ、現況写真については別綴りの10ページになりますので併せてご覧ください。

まず、申請地でございますが、沢乙字大沢西75番2になります。

所有者が、 地区の さんであります。

地目については、登記簿、現況とも畑であり、面積が93㎡で、市街化調整区域内の農地となります。

転用事由は進入路であります。

資料12ページの下段の位置図をご覧くださいと思いますが、今回申請地の隣接地、薄紫色で着色した部分ですが、令和6年6月総会案件で承認をいただいた土地であります。

こちらは元々梨畑でしたが、所有者が梨づくりをやめられたことから、今回の申請者であります■■■■さんの息子さんである■■■■さんがやられている■■■■にて、事業拡大に伴い、社用車の駐車場や資材置場として活用するため、5条申請を行い許可されております。

位置図をご覧くださいなのですが、位置図でいうと南側の道路から、赤色の矢印のとおり、この駐車場・資材置場に北進してきまして、オレンジ色の破線の導線を計画しておりましたが、この登ってくる道路の勾配がけっこうございまして、車両によっては大型車になるので、頂上まで登りきる前に、今回の申請地、黄色で示した自己所有農地の残地部分を進入路とすることで、利便性と車両の安全を考慮したいとのことから、4条申請をすることになったものであります。

しかしながら、前年総会案件にて許可された土地の造成にあわせ、今回の申請地をつい最近ではありますが土で埋めてしまっていたようであります。

つい最近とはいえ、登記簿上農地である部分に手を加えてしまったということですので、本案件については「追認」での対応といたします。

それから、当該地を車両進入口とするための若干の敷き均し作業のみとなることから、被害防除計画については特段ございません。

用排水計画についても同様にございませぬ。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号8は現地が■■■■地区になりますので、7番 菊地 豊志 委員から補足説明願ひます。

菊地 豊志 委員

はい。この場所は■■■■地区で最後の梨畑であったところでして、前に案件が出されたときにもお話したことがあったかと思ひます。

ここは、所有権移転と開発許可が令和6年6月24日時点で許可されております。

私もこの入口のところに■■■■さんの畑があるとは思わなくて、今回初めて分かったんですけど。

これ本当は一括でこの梨畑と一緒に転用許可をもらえばよかったんでしょうね。今になって申請が出てきちゃってました。

76-1とその下が、75-2、この境は私も行きましたけど、見当つかないと言った状況でした。

すでに一体化しておりましたね、農地としての維持どころかもう原型すらない状態なので、承認とするしかないのかなと思います。以上です。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

それでは質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議長 次に、議案第18号「令和8年度農作業賃金の標準額設定について」を議題とします。

事務局から事前に資料が送付されており、各委員におかれましてはお目通しいただいているかと思いますが、改めて資料13ページ・14ページの内容について、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第18号「令和8年度農作業賃金の標準額設定について」御審議をお願いするものでございます。

関係資料でございますが、事前に委員の皆様あてにお送りさせていただいており、お目通しいただけたかと思っておりますが、本日の総会資料にも農作業賃金額を取りまとめた部分を掲載しておりますので、こちらによりご説明させていただきます。

それでは、資料13ページをご覧ください。

詳細説明の前に、農作業賃金算定の根拠についてお話しさせていただきます。

毎年この時期にご審議いただいております内容でございますが、農地の貸し手が借り手に農地を貸し付け、借り手が農作業を請け負う際の農作業賃金につきましては、相場というものがございませんので、農業者間で農作業を受委託する場合の農作業賃金をいくらにするかという目安としていただくよう、近隣自治体の動向も考慮しながら、標準額について定めるため、毎年委員の皆様のご意見をいただき、適正な金額を設定していると、こういうわけでございます。

農作業賃金の標準額については、各自治体ごとに設定するわけございまして、特段、この金額にしなければならないといったことはございませんので、自ずと近隣自治体の金額も見ながらということになります。

一つの自治体は高い、一つの自治体は低いということにならないように、若干の単価の違いはあれど、足並みはそろえている、といいますか自然とそろうようになるのだと思っております。

まずはですね、数字をはじき出すのに必要となります「県内の燃料費の単価」を参考数値とし、近隣市町村の標準額を考慮しながら算定しました。

燃料費の単価の算出ですが、皆さんご存知のとおり、昨年、一昨年と燃料単価の上昇に伴い、しばらくは高留まりの傾向にございましたが、政府の補助金制度や税制見直しによって、店頭価格には変動が生じており、レギュラーガソリンの全国平均は151.5円～155.5円程度で推移しているようであります。

2025年末にガソリンの暫定税率が廃止された影響で、以前の170～180円台という単価からは一段落していますが、原油価格の上昇や中東情勢の動向により、直近では小幅な値上がり傾向が見られているといった状況でしょうか。

そういった現状も踏まえ、国の資源エネルギー庁が公表しております「令和7年度石油製品価格推移」の、昨年6月と12月の単価の平均から、ガソリン・軽油・灯油それぞれ1リットルあたりの単価を算出しています。

ガソリン、軽油につきましては、前年度比で9円から11円の減、灯油については前年度より6円増となったことから、それらを考慮し所定の計算方法により算定しました。

また、前年度の作業標準賃金額を尊重しながら近隣市町の価格にも考慮しております。

近隣市町の令和7年度の価格は、前年度より若干増額しており、本町においては平均値を参考に町で算定した計算書を元に標準額（案）を作成しております。

本日お示しいたしましたのは、あくまで（案）でございます、労務費の上昇、物価高騰の影響等は考慮しながらも、近隣自治体の令和7年度単価を参考に仮算定した数値になりますので、この部分はもう少し上げてもいいのではないかなど委員の皆様のご意見を後ほど頂戴できればと思っております。

それでは、資料に沿って数字の部分をご説明いたします。

表の左側に「作業項目」、作業条件があり、単位、参考としまして過去3年の賃金単価、一番右側が今回算定しました「令和7年度農作業賃金単価の案」となります。

臨時雇いと機械作業について、条件別の金額を記載しております。

表の一番右の欄が令和8年度の案となっており、令和7年度と比較し増額としたものを赤字記載としております。増額といたしましたのは、

臨時雇の一般作業（単純作業男女）が昨年に引き続き200円の増とし、1日あたり8,800円、1日8時間労働と想定し、時給にしますと1,100円で、多賀城市、七ヶ浜町と同程度の金額といたしました。

参考までに、令和7年度の宮城県最低賃金が「1,038円」であることから遜色ない金額とは思いつつも、仙台市が「1日9,150円・時給換算で1,143円」であることから、もう少しアップしてもよろしいのかなという思いもございましたが、まずはこちらの単価を（案）とさせていただきました。

次に、オペレーター（機械作業全般）ですが、こちらは100円増とし、1日あたり11,100円、1日8時間労働と想定し、時給にしますと1,387円で、仙台市・七ヶ浜町・松島町の平均額といたしました。

こちらにつきましても、仙台市が「1日11,600円・時給換算で1,450円」であることから、現在の社会情勢に照らし合わせますとアップする余地はあるのかなという感じもいたします。

梨の剪定作業賃金額については、据え置きで1日9,700円に設定をいたしました。時給換算で1,385円になります。

次に機械作業です、機械作業の耕耘作業から田植作業の育苗までの単価については、昨年度にそれまで据え置きとしていた単価を見直し、増額としましたので、今回は昨年度の単価のまま据え置きといたしました。

田植え作業の植え付けの部分は仙台市、七ヶ浜町と乖離がございましたので、中間の金額となる7,200円を設定させていただきました。

こちらは、前年度比で200円の増となります。

植え付け以降の項目は据え置きとしております。

次に、コンバインでの刈り取り作業でございますが、こちらについて、近隣自治体間で賃金単価の乖離が一番ある作業項目でありまして、利府町・七ヶ浜町が10aあたり17,000円、仙台市が19,000円、多賀城市が20,100円となっております。

今回、各数値により算定しました結果、17,500円を設定させていただきました。

以上の項目が試算上増額となる項目になります。

各農作業の項目ごとの賃金単価につきましては、単価算定に作業に使用する機械関係の10aあたり減価償却費、10aあたり修理費、今回単価を増額で考えました人件費の10aあたりの油代で算定しております。

昨年同様、特に算定しながら思いましたのは、各項目ともやはり単価をもう少しづつでも上げないと請け負う方々は採算が合わないかな〜と思いつつ、それに反して、作業をお願いする方にとってはけっこうな負担になるのかな〜とも考える、そんな印象でございました。

農地、特に田んぼの耕作を引き受けた場合、やはり草刈り作業に難色を示される農業者が多くいらっしゃいます。

貸し手の方は、お願いして借り手の方に受けていただければ、各種農作業は借り手にお任せということになります。

高齢化や担い手不在といった事情により耕作をお願いしなければならなくなっている現状は致し方ないことではありますが、耕作ができず遊休農地とならないよう尽力いただいている借り手の皆さんのために、ある程度、作業内容に見合った単価の引き上げは、貸し手の皆様にも御理解をいただかなければならない

ものと考えます。

刈り払い作業は必須作業になりますし、時期にもよりますが、作業回数も多くなりますので、自作地の刈り払いだけでも大変であるのに、お引き受けいただいている小作地の刈り払い作業に対する対価として、妥当な金額設定を行うべきではないかと感じたところであります。

なお、この農作業賃金の標準額につきましては、この後、委員の皆様の承認をいただいた後、修正箇所があれば修正を行い、窓口にて配布、町ホームページで公開する予定としています。

また、実行組合を通じて農業者への配布、参考資料として近隣自治体への提供も予定しております。以上でございます。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 最初にすいません、前に送ってもらった資料と今日の資料で数字が違っているところがあるんだけどこれは？

事務局 変わってますか？変わってないと思うんですが。

小林 寅雄 委員
今回の資料は修正箇所4箇所だよ。

事務局 そう、4箇所ですよ？前にお送りした資料だと何箇所になってますでしょうか？

議 長 5箇所だね。

事務局 5箇所？5箇所ありましたか？
お目通しいただくのにまずは急いでまとめてお送りしたところではあったんですが、その時から変更した部分はないと思っていたもので。
最終的なのは本日の資料に掲載した内容にはなるのですが。

議 長 事前にもらった資料だと、コンバイン刈取りのみ、18,200円になってて今日の資料だと17,500円になってるね。

それから、もみすり調整、840円だったのが800円になってる。

事務局 わかりました、今のもみすり調整が最初に送った方だと赤字記載になってるということですね？

議 長 そうそう。

事務局 その分で1箇所減ってるんだ、わかりました。

伊藤 信一 委員

はい。え〜っと今お話し聞きまして、近隣市町村の単価とかベースは令和7年になりますよね？

令和7年から、各作業員に対する1日当たりの単価、それからガソリン代、リース料、減価償却費、それら計算してると。

それで、ここに必要なのが物価上昇率なんだよね。

去年の11月までは食料品を除いて3.1%なんですよ。

それで、この赤字で修正したところを見ても3.1%まで上がるかというところが上がってないんだよね。

例えば一般作業の単価だと8,800円にアップしても2.3%ですし、その下のオペレーターだと11,100円で2.7%。

その他にズラ〜っと項目あって、平均すると去年より1.01%しか上げていないことになる。

上げた項目もあれば据え置きがほとんどだから、そうなる。

ですから、ただいまの説明の中に草刈りの件ありましたが、そういう部分にはもっと厚くやるとか、現場のことを考えれば3.0%、最低でも2.9%アップとかになってないとよろしくないんじゃないかな〜って思うんですよ。

議 長 これ、他の市町村ではまだ出てないのかな？

事務局 ちょうど今頃に審議となると思います。

伊藤 信一 委員

それぞれ審議して決定した後、〇〇はいくらにしたよとかって最終的になるの？

事務局 一応お互いにデータを送り合って、情報を確認するようになります。
毎年3月？公表されて4月頃ですかね～。

伊藤 信一 委員

他の市町村でもどうやって算定してるのか聞いてみるといいと思うんですが。

事務局 新年度の異動によって近隣の農業委員会事務局の職員がどのくらい異動になるかわかりませんが、この話ちょっとしてみませんか？って提案したところですよ。職員間で勉強会じゃないですけど。

伊藤 信一 委員

いいんじゃないですか。まず一番簡単なのは物価上昇率の3.1%をかけてやるのが早いんだけどもさ。

事務局 他の自治体でどのようにまとめているのかというのは見えないことなので。各項目ごとの数字だけが載った表が出るだけになるので、それまでの計算式ですとか何のデータを使用したかとかわからないんですね。

ですので、寄り合って勉強会みたいな感じにすればそういった細かいところと言いますか基本的な考え方の部分を直接確認することができるかなと思ひまして。

結果の部分じゃなくてですね。

ただ、今回のこの算定までは集まることできないでしまいました。

菊地 豊志 委員

じゃあ、よろしいですか？

前に送られた資料をずっと見させていただいたんですけど、

前に送られた資料の数字と本日の総会資料に上がっている数字とどちらを取ればいいのでしょうか？

事務局 毎回なんですけど、本総会にて審議・承認をいただくものですから、総会当日に書類をお渡しして即審議ということでは難しいことから事前に資料を配布させていただきお目通ししていただいております。

数字が違ってしまったのは大変申し訳ございませんでした。

数字はあくまで算定してみても案とするもので、すっかりこのとおりの金額に

しなければならないというものではございませんで、そのための御審議ということになりますものですから。

事前に資料を皆様にお送りして、最終的に微調整をかけてしまったからの相違だと思えます。

ですので、せっかく事前にお送りはしたのですが、本日の総会資料に記載の数字をベースとしてください。

菊地 豊志 委員

わかりました。では続けますね。

令和7年度の計算書は、作業種類、耐用年数、取得価格、10a当たりの償却費、全部昨年と同じ数字になってます。

これでいいのかどうかというところですね。

それとですね、先ほど言いましたこの計算書では関係する数字を積み上げて最終的な数字が出るんでしょうけど、ガソリン代は下がってますよね？

それで、先ほどもあったコンバインの刈取り、計算書では「18,200円」総会資料に出てきた数字では「17,500円」ですので、その辺も検討しなければなりませんよね。

そして、昨年も言ったんですけど、機械の取得単価も……。ねえ。

5年前の単価でやってるんだってことでもそれまでではあるんだけども。

ここは見直していった方がよろしいと思えますよ。

事務局 本日の資料にはお付けしていないんですけど、事前にお送りした際に計算書の様式もお送りしておりました。

菊地委員おっしゃったように、機械取得費のところからもう一回改めて、最新の機械を取得したと仮定しての数字の置き換え、組み直しをしなければと思っておりました。

今回の計算に間に合わせたかったんでございますが、間に合わずに申し訳ございません。

結構細々見直さなければならなくて……。

そのこともあって、先ほどお話ししました勉強会的なことをしたいと考えていたわけでありませう。

菊地 豊志 委員

周りの市町村との兼ね合いもあるでしょうからね～。

なかなか利府だけ現実の問題にするのもできないところでしょうしね。

事務局 かけ離れる理由がないといひますか。

まずいいんですけど、決め方なんで、利府はいや、こう考えたから他より高いんですよ。

ただ、上げ幅は考えなければならないと思います。

ここ数年なんですよ、単価が前年よりアップというのは。

一昔前だと、毎年据え置きになっていたと思います。

やはり、機械のところですね。

減価償却費とかそぐわない感じかと思いますが、この辺を最新の機械に置き換えて見直していければと思います。

櫻井 孝一 氏

でも、それやっちゃうとすごく高くなっちゃうんじゃない？

事務局 そうですね、高くなります。なのでそれもあるんです。

櫻井 孝一 氏

そうだよ～、だから最新のものでも中間くらいの機械をベースにしたらいいと思うんですが。

鈴木 ハマ子 委員

あのね、私、農業委員になったときなんだけど、総会に案件としてかける前に「委員会」みたいなのがあって、委員を分けてね、そこで話し合ってたと思うの。

事務局 はい、部会ですよ。

鈴木 ハマ子 委員

そうですね、そこで案を固めて総会にかけてたのよ。

事務局 前は農地部会っていうのと農政部会っていうのがあって、各委員さんを割り振って。

それでこの農作業賃金の件は「農地部会」で担当していたんですよ。

いつからやらなくなったのか私わからないんですが・・・。

鈴木 ハマ子 委員

いつからなんだろう・・・。私が農業委員になりたての頃はやってたよ。

事務局 ただ、この部会というのはまだ残ってまして。

最近を見ましたら開かれてなくて。

この農作業賃金を決める際に一度部会を開いて、部会でもんで、そして総会に諮るといった流れになるんですが。ワンクッション置くと言いますか。

鈴木 ハマ子 委員

いつの間にかやらなくなっちゃったね。

事務局

私、大分前ですけど今の部署にいたときは部会ちゃんと開催してましたね～。
今やっている総会が2つに分かれる感じですね、農地部会と農政部会に。
各専門の案件をそれぞれで審議するといったことです。
部会で決定したことを総会においてさらに審議・報告するというような形でした。

鈴木 ハマ子 委員

そうすれば、突然ポンっと出るよりは一度部会で審議しているのである程度スムーズにいくんじゃないかな～って思うんですよね。

事務局

ちょっとやらなくなった経緯と言いますか、調べてみたいと思います。
やめたと思われる当時の担当に聞いてみます。
ただ、やめるという選択肢がないと思うんですよ。

鈴木 ハマ子委員

別にやめますといった話もなかったですし、自然消滅みたいな感じだったのかなあ。

事務局

部会は残ってるんです。

鈴木 ハマ子 委員

ああ、あるの？

事務局

そうなんです、あるんですよ。
部会自体は存続してて。
確かに残っている書類の更新はされてなくて……。調べますね。

櫻井 孝一 委員

多分、同級生の■■■■さんみたいな方がいるからね。農作業賃金とかってちゃんと考えてあげなきゃないし。

町内だけでなく、他所に行っちゃってますよね？

鈴木 ハマ子 委員

■■■■さんって、確かに前に農業委員、1期かな、良一委員の前だったかしら？

赤間 良一 委員

6年くらい前か？

櫻井 孝一 委員

こっちでやってるよりも他所に土地いっぱいあって、乾燥機も3台くらい持っているのかな。

事務局 ■■■■さんって■■■■でしたっけ？

櫻井 孝一 委員

うんうん、■■■■ね、あっちの方でやってるんだよね。

事務局 ■■■■さん、あっちにはもう行ってないんじゃないですかね？

伊藤 英樹 委員

■■■■ですね。

事務局 あっ、■■■■ですね、■■■■です。

向こうはやめたんじゃないですかね～。

櫻井 孝一 委員

やめた？

事務局 いや・・・、行ってるのかな～、行ってないと思いますね。

昔は向こうに行って、施設もありますから。

ただ、体調もよくなって、結構な面積はありましたけど。

櫻井 孝一 委員

息子は？

事務局 息子は梨やってます。

メインは梨のはずです。

田んぼが■■■■さんです。

鈴木 ハマ子 委員

野菜と田んぼが■■■■さんで、梨が息子さんかな。

事務局 息子は田んぼはやってないんじゃないかと。

櫻井 孝一 委員

ああ、そうなんだ。

赤間 良一 委員

最初の田んぼ、亜炭が出て地下で水が漏るって言ってやめたんだな。

事務局 すいません、議題に戻るんですが、昨年も一部修正を加えて承認しますといった形になったんです、そして後日、修正した内容を委員に報告してくださいと。時期をずらすことが難しいので、すいません、昨年もそのようになりましたが、本来すんなり承認をいただけるように作りこめればいいんでしょうけども、大変申し訳ございません。

櫻井 孝一 委員

この赤字の部分、高い方の単価にするってことですか？

事務局 これですね、説明のところでお話ししましたが、他の自治体の平均を取った額になるんです。本日の資料の数字がですね。

議長 じゃあ、例えばこのコンバインの刈取りのみだと17,500円っていう金額の方でということですか？

事務局 まず、案ということになりますが。

後は先ほどお話したとおり、そもそもの計算資料の数値ですね、櫻井孝一委員からも言われましたとおりで、あんまり最新の機械とか大規模な機械をメインにしてしまうと、それもまた計算するのに数字的に圧迫されてしまうと思いますので。新しい機械でも平均的なもので考えて。

数値の見直しについては、今回の審議にあわせて見直す予定だったんですが、それについては大変失礼いたしました。

議長 それでは、再度ですね、最終的な単価を取りまとめてお示しいただいてということにしますか？

事務局 最終的に取りまとめたものを郵送で差し上げたいと思いますのでよろしく願いします。

議 長 それでは皆さんよろしいですか？

(異議なし)

伊藤 信一 委員

最後いいですか？ごめんなさい、鈴木さん、さっきの案件審議の時にお願いした「経営規模維持」っていう表現についての説明をお願いします。

事務局 すみません、忘れるところでした。

えっと、どこでしたっけ・・・、あっ、これです、資料の2ページをお願いします。この段階で説明してよろしいですかね、最後じゃなくて。

議 長 お願いします。

事務局 はい、では本日の審議案件3番の、 さんと さんの のところの梨畑の案件です。

 さんの3条申請の申請事由のところ、「経営規模維持」という表現をしております。

一般的には「経営規模拡大」っていう表現になりますが、「経営規模維持」という表現といたしました。

これなんです、 さんは田んぼについては所有ございません。

普通の畑を少々と今回の梨畑の耕作となっております。

それで、説明のときにもお話しいたしましたが、 さん、78歳になられて、経営規模を拡大するというだけでもなく、御自身の年齢や体調のことも考慮して、できる限りはこの梨畑をやっていくということでもあります。

梨畑の所有者である さんとは の関係にありますので、自分ができる間は作っていくということで、拡大まではいきませんが、この梨畑の耕作面積は維持していくということで、面積の増減はない、増えもしないが減りもしない、現状維持的な意味合いで「経営規模維持」という表現といたしております。

議 長 ただいま事務局から説明のあったような意味合いとのことですが、よろしいですか？

(各委員より「はい！」の声あり)

議 長 はい、では次に参ります。

日程第3「報告第19号 利府町賃借料情報について」を議題とします。

それでは、事務局から15ページの内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の15ページをご覧ください。

報告第19号 利府町賃借料情報についてでございます。

令和7年1月から12月までに公告された農地の賃貸借における10a当たりの賃借料水準について、年間の実績をとりまとめたものとなります。

田・畑・果樹園それぞれの賃借料のデータを取りまとめ集計したものです。

田の賃借料については、物納での取り扱いとしている場合は、令和7年度JA仙台のひとめぼれ概算金60kgあたり28,000円にて換算しております。

また、田の賃借料平均額につきましては、最大値及び最小値を除いた平均で算定しております。

畑につきましては、賃貸借の件数が昨年に引き続き1件のみと少なかったことから平均額を算出できませんので、表記はせず、令和5年度の数値を参考値としていただくようカッコ書きで掲載いたしました。

梨畑につきましては、令和7年度は3件の賃貸借案件がございましたので、田同様、最大値及び最小値を除いた平均で算定しております。

なお、この賃借料情報につきましては、さきほどご説明差し上げました農作業賃金の標準額とあわせて、後日農業委員会窓口を設置、配布することとし、町ホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにいたします。

また、各実行組合を通じて農業者へ配布いただくようJA仙台東部営農センターへ依頼するとともに近隣自治体農業委員会事務局へも参考資料として送付いたします。以上でございます。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議長 次に、その他に移ります。

16ページから18ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

2番 鈴木 ハマ子 委員

18ページ 1205番 初期確認です。

事務局 ハマ子委員、申し訳ありません。
これ、前回報告いただいたのですが、チェックを入れ忘れたものかと思いません。

鈴木 ハマ子 委員

報告したよね～？チェック付いてないから、報告しなかったかしら～っては思いつつ言ってしまいました。

事務局 大変失礼いたしました、初期確認の報告いただいております。
チェック入れておきます、ありがとうございます。

事務局 後はですね～、例によって市街化調整区域の案件ですが、完了報告が上がってきているものはございません。
来た場合は委員の皆さんにおつなぎしますので。

庄司 安伸 委員

転用案件も来てないのね？

事務局 はい、転用の方も来ておりません。

議長 他にございませんか。

なければ、履行確認について、を終了します。

議長 次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局長 それでは、次回、本年度最終回となります。

第12回総会の日程でございますが、令和8年3月25日(水曜日)午後2時から、利府町役場2階 第3会議室で開催となりますのでよろしくお願い

します。

議長 それでは、次回は令和8年3月25日（水曜日）の午後2時から役場2階の第3会議室で最後の開催となりますので御参集願います。

他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

特になければ、事務局の方からお願いします。

事務局 はい、では最後に、事務連絡になります。

1番、前回総会以降の会長等出席行事の報告でございますが、前段の会長あいさつのところで会長からお話しいただきましたとおりですので省略させていただきます。

2番です、本日の配布資料の中にいろんな色が付いた名簿のような資料があると思いますが。マル秘のものです。

農振除外、農業振興地域整備計画の変更や農地転用、「農業を担う者」の追加等がある場合を含め、年1回の見直しが求められている昨年策定しました「地域計画」であります。軽微な変更が必要であることから、簡易な方法による協議の場を開催します。

簡易な方法による協議は、本ホームページ上に変更内容を掲載し、一定期間意見を募集することにより、協議の場の開催に代えるものです。

通常「協議の場」は、地域の農業者や関係機関で農地利用の方針や変更内容等について話し合う場であり、対面での開催方法が基本となりますが、地域計画への影響が少ない場合は、本ホームページでの意見募集による簡易な開催方法も可となります。

今回は、昨年度策定したばかりということもあり計画自体の変更はありませんが、新規就農者の農地取得や大きな面積を耕作されていた農業者が亡くなったりということがございましたので、目標地図の修正が発生するものであります。

それから、表記はしてなかったんですが、3つ目追加させてください。

あっせん事業に関して、自己所有地を売りたいとか貸したいということで希望される方で情報公開の同意をいただいた方々の農地の情報を公表いたします。

現在、今月末まで公表にあたっての情報の確認をいただいているところです。

同意はすでにいただいております、皆さんの情報について間違いはないですかという確認を取らせていただいているところです。

間違いがあれば修正するといった期間になっております。

3月に入りましたら、一応上旬を目安に町のホームページにて公表することとしております。

公表いたしますと、ホームページ上に個人名は伏せた内容ですが、土地の情報、所在地、面積、後は売買希望なのか賃貸希望なのか、農用地区域内なのかといった情報をまとめたものを掲載する予定です。

今の時点ですと、まだ公表前ですので、例えば、件数的にそんなにあるものではないと思いますが、地元で〇〇さんが●●の農地を売るみたいだよとか、そんな情報を聞いたとしても、個人情報保護の観点から、委員の皆さんから他者にお話しするということはないようお願いしたいということでございます。

先ほどお話ししましたとおり、ホームページに掲載する一覧には個人名は記載しておりませんので、どなたが農地を売買したい、賃貸したいということはわからないことになります。

公表するのはあくまで、土地の所在や面積などになりますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、その他を終了します。
 これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

5 閉 会

事務局 それでは、局長がお呼び出しがあつて離席いたしましたので、私からで。
 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

事務局 ありがとうございました。
 以上をもちまして、第11回 農業委員会総会を閉会いたします。
 お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年3月25日

9番委員

小林寅雄



3番委員

桂嶋賢一

